

和歌山市企業局建設工事等入札参加資格等選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山市企業局が発注する建設工事等（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）の適正な契約を確保するため、第4条各号に掲げる競争入札に付す場合において、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 第4条各号に掲げる競争入札等に付す場合において、入札参加資格を定め又は入札参加者を選定するため、和歌山市企業局建設工事等入札参加資格等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員によって組織し、委員長は経営管理部長をもって充て、委員は契約課長、契約課副課長、契約課工事施行調査専門員及び契約課工事契約班長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を処理する。
- 3 委員長に事故があるときは、契約課長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、建設工事等に関係すると認められるその他の部署の職員を委員会の会議に参加させることができる。
- 5 委員会の事務を処理するため、契約課に事務局を置く。

(審議事項)

第4条 委員会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が2,500万円以上の一般競争入札に付す建設工事等の入札参加資格を定めること。ただし、緊急を要する事案又は予定価格が10,000万円未満の建設工事等内容の軽易な事案については、第3条第1項に掲げる者に書類を回議して、委員会の会議に代えることができる。
- (2) 建設工事であって、指名競争入札に付す場合において入札参加者を選定すること。
- (3) 建設コンサルタント業務であって、指名競争入札に付す場合において入札参加者を選定すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、必要と認められる競争入札等に付する場合について、その入札参加資格を定め又は入札参加者を選定し、若しくは当該契約方法の適否の判断をすること。

(秘密の保持)

第5条 委員会の審議に参加した者は、前条に規定する審議を行った場合において、一般競争入札又は公募型指名競争入札にあつては公告等をするまでの間、指名競争入札又は随意契約にあつてはその指名競争入札執行通知又は見積通知を送付するまでの間、当該委員会の審議内容及び決定事項を漏らしてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

2 和歌山市水道局工事請負業者選定委員会要綱（昭和63年7月12日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。